琉球大学学術リポジトリ

胞衣について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-10-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山里, 純一, Yamazato, Junichi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2294

胞衣について

山里純一

はじめに

母親と胎児はへその緒を介して栄養分や酸素、さらには老廃物などのやりとりをしているが、血液を交えずにこれを可能にしているのが胎盤という臓器である。胎児の生命維持装置とでもいうべき胎盤は、約十カ月の間、母体の中で輝かしい働きをしながら、出産とともにすべての役割を終え、不要となって対外に排出される。これを後産（あとさん・のちざん・こうさん）と言う。この胎盤を普通「エナ」と称し、胞衣または胎衣と記される。字義としては、胞衣は胎児を包む膜すなわち羊膜のことで、胎衣は胎盤と羊膜を合せたものということになろうが、実際には胞衣も胎衣もともに胎盤を指して用いられることが多い。ちなみに沖縄の方言ではイヤ・イヤー・イヤイ・イーヤー・イザ等と呼ばれているが、あるいはクワーブクル・ファーフクル（子袋）とも言う。

現在のように施設分娩がほぼ百パーセントと言える状況の中にあっては、胞衣についての人々の関心はほとんど失われている。しかし自宅分娩であった頃、胞衣の処理は生児の一生に重大な影響を及ぼすと信じられ、一定の儀礼が行なわれた。小稿ではそうした胞衣に関する習俗・俗信に関する研究を振り返るとともに、沖縄における事例を他との比較を行ないながら見ていくことにしたい。

一　胞衣研究の現状

1　胞衣に関する習俗

胞衣のことが初めて学問的に取り上げられたのは呪術研究においてである。すなわちイギリスの古典的人類学者J・G・フレーザー（一八五四―一九四一）は、呪術の基礎をなす思考の原理として、①類似は類似を生む、あるいは結果はその原因に似るという「類似の法則」というものと、②かつて互いに接触していたものは、物理的接触が消えた後も互いに引き続き影響しあうという「接触の法則」または「感染の法則」というものがあり、①を「類感呪術」②を「感染呪術」と規定した上で、「感染呪術」の例としてヘソの緒とともに胞衣の処理をあげている。たとえばクイーンズランドのペンファーザー河畔の土着民は、胞衣には子供の霊の一部分が宿っていると考え、その霊が樹や岩もしくは生児の中で生きつづけることを願って、祖母が砂の中に埋め小枝を立て枝の先を縛って目印を作る。スマトラのバタク族は胞衣を生児の弟または妹とみなし家の床下に葬る。またウガンダ共和国のバガンダ族は胞衣を複身と同一視し、母親がバナナの木の根元に埋めるという。[1]

世界の諸民族における胞衣処理の方法については、一九三七年にインドの人類学者G・S・グーイェ氏が初めて取り上げているが、[2]その後、一九四二年には永尾龍造が中国の事例を（後掲）、さらに一九七四年には、高山純氏が世界の民族誌的事例を紹介している。[3]これらの研究を参考に整理したという木下忠氏の『埋甕―古代の出産習俗』第七章「世界の諸民族の胎盤処理の方法」（雄山閣、一九八一年）において挙げられている諸民族の事例は次の通りである。

中国、台湾、シベリア東北部（チュクチ族、コリヤーク族、ヤクート族、ゴルディ族）、樺太のギリヤーク族、

カナダのクワキウトル・インディアン、インド（西部のスラト地方、カツチ島のバニア族、カティアワル地方、デカン高原のショラプール地方、東南部のテルグー語部族、タミール語部族、中央州のゴンド族、東部のオリッサ地方、チョタナグプールのブフミー族およびオラオン族、アッサムのロータ・ナガ族、北西インド山間部のビール種族、ヒンズー教徒、回教徒）、東南アジア地域（ビルマ北部のシャン族、タイ北部地方、北東タイ地方、ベトナム、トンキン高地居住民、中央ミンダナオのビサヤン族、ボホール地方、スマトラ北部海岸地方のアチエー族、スマトラ北部のバタク族、カロ・バタク族、スマトラ南部内陸部のクブ族、スマトラ西海岸のマンデリング地方、スマトラ中部のメナンガボ族、グヌング・サヒラン地方、ジャワ地方、中央セレベスのトララキ族、中央セレベスの一部種族および海岸添いのバリギ王国、南セレベス、サウ島、モルッカ諸島南部地方、ハルク島・サバルア島・ラウト島、ババル諸島）、南太平洋地域（ニューギニア島南部のキワイ・パプア族、ニュージランドのマオリ族、南オーストラリアの一部原住民、オーストラリア北東部ペンファーザー川流域の原住民、トロブリアンド諸島、東南ソロモン諸島のメラネシア人）、アフリカ（エジプトのフェラヒン族、ウガンダのバ・ガンダ族）、ヨーロッパ（アイルランド地方、アイスランド地方、ユーゴスラビア西部のダルマチア地方、西ヨーロッパ地方、バルト海東岸レット族、ユダヤ人）等。

したがって、ここではこれに若干の事例を追加するにとどめる。

まず高山純氏が紹介しているものの中で、木下氏が割愛したミクロネシアの事例を二、三補足しておこう。マリアナのチャモロ人は胞衣を襤褸（ぼろ）に包み人に踏まれるのを避けるため床下を二、三尺掘って埋める。イファルク島では産室のわきにへその緒とともに埋め、ウリティ島ではへその緒と一緒に海岸近くの家の地面に埋める。

この他、管見に触れたものに次のような報告事例がある。マレー半島東部のマレー人は、胞衣を生児の兄弟とみ

なし、きれいに洗って、半分に割ったココナッツの殻に入れて埋め、グアテマラでは胞衣を焼いて灰を埋める。[4] メキシコの一州であるユタカン地方のチャン・コムでも胞衣は焼くが、その灰は炉の下に埋める。またトローブリアンド諸島人は、へその緒と胞衣は「畑にこどもの心を据える」ために耕作地に埋めるという。ベンガル湾に位置するアンダマン諸島民のようにジャングルに埋める例もある。[5]

サイパンでは雨垂れの下に埋め、トラック島民は椰子の葉で作った箕に入れて家の近くに埋めたという。またアイヌ人は便所の入り口や戸口に穴を掘って埋めたようである。インドシナ山岳のピー・トング・ルアング族は木に吊り下げるのではなく、木の上に置いた。[6]

またスマトラ島のムンタワイ族のように、料理用の竹筒に入れ炉の上に吊りさげた例や、ミクロネシア島嶼のように海に流したという事例も報告されている。[7] しかしモロッコでは、へその緒や胞衣の処理に関する儀式はないという。

このように、胞衣の処理の問題は世界の諸民族の共通の呪術として存在した。

日本の場合、江戸時代後期の文化一〇年（一八一三）に胞衣の処理の習俗調査が初めて行なわれている。すなわち江戸幕府の奥儒者屋代弘賢（やしろひろかた）は各藩の儒者や知人等を通じて諸国の風俗について問いあわせているが、その問状に「胞衣之納様如何様、まじない事も候哉」という項目が挙げられている。この風俗問状に対して回答を寄せたのは現在確認される限りわずか十五ヵ所であるが、その中の十二ヵ所が胞衣の処理について答えている。[8] その後、明治に入って『人類学雑誌』や『風俗画報』に一部の地域の産育習俗に関わる資料が紹介されるようになり、大正から昭和の初めにかけては『郷土研究』『民族と歴史』『民族』『民俗学』等の学会誌において各地の事例があいついで報告されている。特に昭和八年には『旅と伝説』が「誕生と葬礼」の特集を組み、胞衣の処理

に関して初めて全国規模の紹介がなされている。

また一九三五年（昭和一〇）には、現在の天皇の誕生を契機に設立された恩賜財団母子愛育会が、全国道府県の学務部に依頼して妊娠・出産・育児に関する調査を行なっている。その結果は『日本産育習俗資料集成』として一九七五年（昭和五〇）に出版されたが、出産に関連するものとして胞衣をめぐる習俗・俗信についても調査がなされ、同書の「出産」の部第六章に「胞衣」としてまとめられている。この企画・立案を指導したのは柳田国男であったが、関敬吾との共著『日本民俗学入門』（改造社、一九四二年）には、誕生習俗について「胞衣はどう始末するか。どこに埋めるか。埋めるのに一定の方式があるか。胞衣だけ埋めるか、何か外に一緒に埋めるものがあるか。胞衣を始末する特殊な人があるか。」「胞衣の埋め方の如何によって生児の将来が決定されるか。埋め方が悪いとどうなるか。」という採集項目が挙げられているので、胞衣に関する調査依頼事項がおおむね推察できよう。

それにしても調査から出版まで相当の年月を要しているが、この調査資料カードの整理に関わった大藤ゆきは、戦前に逸早くこれらの資料を用いて『児やらい』を書いており、その中で胞衣をめぐる習俗についても言及している。すなわち、まず胞衣の「捨て場」として、人に踏まれるところと、人に踏まれないところとがあること。たくさんの人に踏んでもらう程丈夫に育つとか、力がつくとか、賢い人になるとか、産後のひだちがよいといい、胞衣を埋めた上を最初に踏んだものを、生児が成長して恐れるようになるとして、その子の父親が最初に踏む例が多いということ。また人に踏まれないところに埋めなかったために生児が夜泣きをする子になったとか、埋め方が悪いと、夜出てきて梁の上を青光して歩くという地方の例も紹介している。また胞衣は布・こも・紙等に包んで埋めるのが普通であるが、壺や甕に入れて埋めたり、長野県諏訪地方では馬の沓に入れ屋内の土間の下に埋める。さらに胞衣は男女によって埋める場所や添え物が違うことや、埋める時に笑う「えなわらい」という習俗があることも挙

げている。あるいはへその緒と同じく大切に保存しておいて、嫁ぐ時にもたせるとか、死んだ時に棺の中に入れるといった習俗例や、胞衣を洗うと誰の生まれ代わりかが書いてあるのでわかるといった俗信も紹介している。

なお隣国の中国・朝鮮の事例についても紹介しておこう。中国の胞衣に関する習俗は、すでに木下氏も挙げているが、永尾龍造の『支那民俗誌』に詳しい。その第六巻（一九四二年、興亜院文化部、一九七三年に国書刊行会から復刻）第三篇第一章第十二節第一項には「胞衣に就いて」として、「胞衣の処置と俗信」「胞衣の埋め方と俗信」「胞衣に関する俗信」「胞衣の下り難い場合の措置と俗信」「胞衣の効用と俗信」のことが叙述されている。例えば、胞衣を壷に入れ、壷の周りを紅布で厳重に包み、天候の良い日を選んで地中に埋めるが、その場合、太陽の威力が強い正午時を避け、人目につかないように、浅からず深からず穴を掘って早目に埋めるのが肝要だとする。なお旧満州地方では、男児の胞衣は産室内の地下、あるいは産室の入口の敷居に近い地下に埋め、女児のものは庭または産室の軒下に埋めるという。

朝鮮の胞衣については、一九八八年から九九年までの間に各道ごとに刊行された『韓国の民俗体系』（国書刊行会）のうち、全羅南道編、慶尚南道編、慶尚北道編、済州道編の出産儀礼の箇所に詳細な調査結果が報告されている。それによれば、胞衣を藁（後に紙が用いられる）に包んで産神床に三日間置いた後に焼き灰を川に流すか、あるいは娩出した胞衣をただちに竈で焼き、一週間後に灰を川に流すという違いはあるが、いずれにしても胞衣を焼き川に流す地域と、胞衣を鉢か甕に入れて蓋をして地中に埋める地域があるようである。なお焼いた灰を胡麻油でこねたものを皮膚の塗り薬にしたり、地中に一年間埋めた後に取り出して薬用としたり、五～六年後に胞衣を溶かして薬酒とすることもあった。

以上、さまざまな民族における胞衣の処理方法および習俗の調査に関する報告事例を紹介したが、次に胞衣をめ

ぐる議論ないしは研究の現状を見ておこう。

2　胞衣をめぐる研究

①埋納場所

縄文時代中期の竪穴住居址において見られる埋甕については、食品貯蔵・飲料水貯蔵または便所といった説もあるが、埋葬施設とりわけ幼児甕棺と見る説が有力視されている。[9] これに対して木下忠氏は、胞衣を戸口に埋めた民俗例と埋甕の場所がほぼ一致することから、埋甕は胞衣を埋納したものであるとする持論を展開している。[10]

各地の胞衣の処理方法を見ると「埋める」のが一般的であるが、その場所は「人によく踏まれるところ」と「人に踏まれないところ」という、相反する伝承が存在する。もし木下忠氏の説くように、胞衣を人に踏まれる場所に埋める習俗が縄文時代中期以来の伝統に基づくものであるとすると、人に踏まれない場所に埋めるのは本来の姿ではなく、後次的なものということになる。

しかしこの木下氏の立論の根拠に対しては、例えば、人によく踏まれるところは必ずしも戸口に限らないこと、また貧富の差や一時的・地方的な流行を越えて甕に入れて埋蔵しなければならない必然性はないことから、埋甕の分布と胞衣埋納の民俗分布は性質を異にするもので、必ずしも立論の根拠とはならないといった問題点の指摘[11]がなされる一方、容器として埋甕がやや大きすぎること、埋められている深さがやや浅いという疑問から、これをネズミを捕獲するための落とし穴でなかったかという解釈も出されている。[12]

また新谷尚紀氏は、胞衣に関する俗信をもとに、人に踏まれぬように→踏まれると最初のそれを一生恐れる→最初に父親が踏む→多くの人に踏まれて忍耐強い子にする、という展開の図式が読み取れるとして、[13] むしろ人に踏ま

れない所に埋めることが本来の姿で、その後、踏まれる所に埋めるようになったとの解釈を提示している。

これに対して、胞衣を埋めたところを人に踏ませるか踏ませないかという伝承の混乱は、それがもともと胞衣に対するものではなかったことを示すとして、胞衣の処理は幼児葬法の拡大解釈の結果であることを指摘しているのが井之口章次氏である。[14]

井之口氏が主に幼児の霊魂の不安定を問題にするのに対して、これとは別の視点から胞衣処理の問題を論じているのは矢野敬一氏である。[15] 氏によれば、子供は他界からの異人としての性格を持つという。そして胞衣と死産や流産や一定の産育儀礼を通過せずに亡くなった新生児とは、埋める場所、添える物、共通する再生のイメージといった点で一致することから、新生児と胞衣は未分離の、渾然一体の状態にあると理解する。また胞衣の処理が七日または二十一日目の産育過程の重要な折り目に行なわれることを重視し、この時に胞衣との混沌とした状態から分離され、新生児は異人としての属性が負から正へ転換する形で、初めて社会の秩序に適合する存在へ組み込まれるのに対して、胞衣は逆に日常生活の秩序に脅威を与える危険なものとイメージされたため、その処理には最新の注意が払われたとする。そして胞衣を「人の踏むところ」または「人の踏まないところ」に関わらず、胞衣を埋める行為には胞衣を儀礼的に「退治」し排除する意味が込められており、そうした儀礼を行なうことによって、胞衣が負の属性から「家」の維持・繁栄および富をもたらす存在としての正の属性へと転化すると解するのである。

この矢野氏の研究は、胞衣の処理の意味を初めて本格的に、しかも多角的に論じたものとして注目される。

なお木下忠氏は、胞衣納めに関するさまざまな資料・事例を発掘しており、江戸時代の『女芸文三才図絵』と『女重宝記大成』から胞衣桶を埋める図と記述を紹介するとともに、[16] 天皇や将軍クラスの胞衣塚や明治二十年（一八八七）以後の胞衣及産汚物に関する取り締まり規則の制定に伴って登場した胞衣捨て場・胞衣薮の実態、および

易学による埋める方角について言及している。[17] そこに付載された各都府県の「胞衣産穢物取締規則」は、後に取り上げるが、大変有益な資料である。

さらに胞衣の問題は日本中世史研究においても取り上げられている。すなわち横井清氏は、室町幕府の政所代の要職にあった蜷川親元の日記に、寛正六年（一四六五）八月朔日のこととして、吉方の東南の方向にある「歌の中山」という山中に、「河原者」を使って胞衣を埋めさせ、その上に松を植えたとある記事があることに注目する。そして「中山」が「古代以来の民衆の交通・交易活動の発展によって生み出された境界地名」として位置づけられること、また死者を埋葬し塚となした上に松を植えたこと、汚穢の始末、斃牛馬の処理、山水の造築にあたった「河原者」が胞衣納めの儀礼行為にも一定の役割を果たしていることは、明らかに完結した円をなしていたとし、それは中世の人々の「吉凶」観・「死生」観・「境界」観を解明する上で重要であるばかりでなく、そうした環の結び目に「河原者」を位置づけることによって近世被差別部落形成過程における研究の余白を埋めることも可能となると指摘している。[18]

②包む物および容器と添え物

民俗例としては、胞衣は紙・薦・ぼろに包んだり、壷・土瓶・ひしゃくの柄の取れた物・馬の沓・さんだわら・わらづと・胞衣桶等さまざまな容器に入れ、男子であれば筆・墨や米・かつおぶし・扇子・そろばんの珠等、女子であれば糸・針・はさみ等を添えたことが報告されているが、一九七六年（昭和五十一）、平城京右京五条四坊三坪の貴族邸宅跡から、和同開珎四枚、筆管、墨挺を納めた薬壷形有蓋須恵器が発見され、胞衣の容器および添え物があらためて注目されるようになった。

当初これは骨壷と見なされていたが、水野正好氏は、十二世紀末から十三世紀にかけて書かれた九条道家の日記『玉蘂（ぎょくずい）』に、白瓷の瓶子の中に、まず銭を五枚、銭文を上にして入れ、次に清水と清酒で洗い絹布で包んだ胞衣を置き、そしてその上に筆一管を置いたことが記されている他、『大記』『御産所日記』に、添える物として筆以外に墨と小刀が見えていることを指摘し、薬壷形有蓋須恵器が胞衣壷であると確定した。[19] こうした胞衣容器と思われるものは、平城京の他に秋田城などでも見つかっており、現在までに各地で約三十例確認されているという。[20]

なお『古事類苑』禮式部六「誕生祝」の箇所には胞衣関係史料がある程度掲載されているが、水野氏はこれに加えて、中国の産育関係を含む新たな史料の発掘に手がけ、胞衣に関する文献学的研究を高めた。[21]

③俗信をめぐる問題

胞衣について各地にさまざまな俗信がある。秋田県では胞衣を酒で洗うと誰の生まれ代わりかがわかるというが、千葉県・福井県・愛知県では胞衣を洗うと父親の家紋が現われるという。したがってそのことによって実子であることが証明されるのであるが、東京都では、もし他人の子である場合は定紋が目茶苦茶になって現われるといい、静岡県では、胞衣を水に浸けて置けば水面にその子の父親の顔が浮きでてくるという。また岡山県では子供の認知をめぐる「エナ詮議」の伝承がある。[22]

渡辺友左氏は、上記の俗信がかつて全国に広まっていた傍証として、江戸の古典落語の『氏子中』と「もめる筈胞衣は狩場のゑずのよふ」という川柳を挙げ、また広島県の方言で私生児を意味する「アライゴ」も、その俗信を背景とした「洗い子」のことであろうとする見解を述べている。[23] 国語学の分野において胞衣の問題を扱った興味深

い研究である。

一方、中村義雄氏は『魔よけとまじない』（塙書房、一九七八年）の中で、『平家物語』『徒然草』『永昌記』『花園院宸記』等、平安時代から鎌倉時代にかけての記録に、胞衣が下りない時に「甑を落とす」と見えることを取り上げ、甑は「子敷」に通ずるところから、それを落として割るというのは、子（胎児）が敷いている胞衣を下ろすことを意味する、いわゆる類感呪術の一種であることを述べている。

以上のように、胞衣に関する研究は多岐に及んでいるが、これらの研究を踏まえ、次節では沖縄における事例を中心に見ていくことにしたい。

二　沖縄の胞衣に関する習俗・知識

1　『隋書』流求伝に見える胞衣

『隋書』流求伝には「婦人の産乳、必ず子衣を食す」と母親が胞衣を食べたことが記されている。『隋書』の流求がどこかという議論は未だ決着を見ない問題ではあるが、琉球説・台湾説のいずれにおいてもこの記事については言及されることが少ない。

一般に哺乳動物は出産後に子供の表面に不着している膜も含めて自ら胎盤を食べる。それが自分が生んだ子供をきれいにしてあげる母性本能からくるものか、胎盤に栄養分があることを本能的に知っていて出産により弱まった体力を回復するためにそうするのかはわからない。ただ人間の場合は、取り出した生児をすぐにお湯で洗うから前者はあたらないが、後者の理由から胞衣を食べたとしても不思議ではない。

ちなみに、台湾原住民の高砂族は結核の特効薬といって胎盤を油でいためて食べるという報告があるが[24]、現代東洋医学書には、胞衣を火であぶって乾燥させ粉末にしたものが結核の治療に効果があると記されており、また新鮮な胞衣を週に二、三回煎服するのもよいとある[25]。

2　胞衣処理に関する習俗

沖縄では一般に、胞衣を芭蕉やクバやゆうなの葉、または藁等に包んで埋めた。中には多良間のようにシャコ貝に入れて埋めたところもある。そしてほとんどの地域では、胞衣を埋めた後、その上に粥をかけ、犬が掘り起こさないよう重い石を置く。

埋める場所はヤーヌクシ（家の後）の軒下、具体的に言えば台所の火ノ神を祀った裏の軒下であることが多い。また軒下といっても雨垂れが落ちるところより内側に埋めるのが普通である。それは雨垂れが落ちるところに埋めると「ショボショボ目」になるとか「ミーハガー」（ただれ目の人）または「ユダヤー」（常時よだれを垂らしている人）になるという俗信がある。しかし八重山ではこれと多少異なっており、家の西北方に埋めるが、それは仏壇と火ノ神の方向を避けその中間の軒下で、しかも雨垂れの落ちる真下にあたる場所である。それは雨垂れから落ちる雨は「余り物」で、胞衣も出産の排出物の「余り物」であるという考えらしい。

佐喜真興英の『琉球研究』には、津堅島の例として「胞衣は家の後にさげておく」と記されているが、樺太のギリヤーク族、インドのアッサム地方、中央セレベスの種族、ニューギニアとセレベス島の間にあるババル諸島では胞衣を木に吊るすといい、鳥取県因幡の「大事にするあまり屋内につるしておく」という報告もあるから、沖縄でもこうした特異な処理の方法があったことになる。しかし比嘉繁三郎『津堅島の記録』（私家版、一九九〇年）に

よれば、吊るしたまま放置するわけではないようで、二、三日後にはそれをおろして婦人が屋敷の裏に埋めたという。

ところで島袋源七「民俗学より観たる沖縄」[26]には、胞衣は川下りの日に小壷に入れて勝手の裏の軒下に埋めたとある。小壷に入れることや川下りの日に埋めることは、沖縄の一般の習俗では聞き慣れないが、『四本堂家礼』[27]には次のような記載がある。

子誕生仕候ハヽ、日之善悪不レ構、必三日目ニ川おり可レ仕候。跡々者、川おり仕候日ニ火之神拝上候処、血不浄有レ之候故差延候。膳（胎カ）髪そり申時ニ拝上候。格相定候事。

但、暑気甚時分ハ胎衣可レ痛候間、誕生之日壷ニ入置、川おり之日ニ可レ埋候。

これによれば、暑いと胞衣が痛むので出産した日に壷に入れて、三日目に行なわれる川下りの日にその胞衣壷を埋めるとあり、したがって久米村ではそうした習俗が存在したことも考えられる。

しかし同じく久米村の鄭氏池宮城家の家礼で、十九世紀後半頃の成立と見られる『嘉徳堂規模帳』[28]では、

子孫誕生仕候ハヾ、日之善悪無レ構、当日川下可レ仕候。従二跡々一仕来候間、弥其通可二召行一候。火神御観音御霊前拝ヲ候儀は、一門親類之内装束仕候而、赤子を抱、御前ニ参リ拝シ、名は何と付為レ申由申上、御拝可レ仕事。

付　胎衣之儀、当日家之後かぎら下ニ埋候はヾ、則刻父親是上よりまたごひ可レ仕候也。

とあり、胞衣を小壷に入れ川下りの日に埋めることは見えず、出産当日に家のかぎら（方言はカジラ。家の建物の周り）下に埋めることになっている。埋めたところの上を父親がまたぐというのは、久米村以外の地方でも見られ、浦添では三回、読谷でも数回またぐこととされた。その理由は本土の場合と同じで、最初にそこを越えたものを生児は恐れると信じられていたからである。[29]なお八重山では子宝に恵まれない夫人が三回またぐと妊娠するとか、[30]後

子が余り遅い夫人はその上に放尿すると早く懐妊するといった俗信もある。[31]

さて沖縄の胞衣埋納の際には笑いの儀礼が伴う。これを「イヤワレー」すなわち「胞衣笑い」という。例えば国頭村では父親が胞衣を埋め、祈願をすませ「上ん、下ん、笑いんそうり、ようい」（上座に居る者も下座に居る者も皆笑って下さいよ）と叫ぶと居合せた人全員が大声で一斉に笑う。一般には近所の子供を集めて笑わせるが、読谷村の場合、父親が「ワッター〇〇、ワラヤーナシンソーリヨー」（私の子供の〇〇を愛嬌のある子にして下さい）といって子供たちを笑わせた。大宜味村喜如嘉の場合は少し変わっている。そこでは生児の父親か祖父が集められた近所の子供たちの見守る中で胞衣を埋めるが、作業を終える頃、穴を掘った鍬の柄で壁を叩く。すると家の中にいる人はその音を聞き、「ヌーガ　ハマヌフシヤ　『ガッサイ　ピッサイ』スル」（どうして竈の後の方ではガサガサと音がするのか）と言い、外で穴を掘って胞衣を埋めていた人は生児の性と逆の、例えば女子であれば「ウヌヤーンカイ　ウフイキガヌ　マーリタンドー」（この家で大きな男の子が生れました）と答え、子供たちとともに大声で笑う。[32] 生れた子と正反対の性を言うのは、生れたばかりの赤子をさらってたべるという鬼や耳切り坊主を混乱させるためだそうである。喜如嘉の場合の会話は胞衣を埋める行為そのものの意味を考える上で興味深いが、いずれにしても「胞衣笑い」の儀礼には、生児が大きくなって「チラブッカー」（ふくれっ面）にならず、よく笑う愛嬌のある子供に成長するようにとの願いが込められていることにおいては変わりはない。但しこの習俗は久高島や宮古・八重山地方には無いようである。

ところでこの「胞衣笑い」の習俗はヤクート族やシャン族の間でも見られるというが、日本では沖縄の他には滋賀県大津市に残っている。しかしかつては広く行なわれていたようである。江戸時代の故実家伊勢貞丈が一七六三年から一七八四年の間に記した『貞丈雑記』巻之一（祝儀之部）に、

胞衣を納めて帰る時、其役人笑ひて帰る事、産所記・殿中日々記等に見たり。公家にも此事有。天子の御胞衣は稲荷山・賀茂山・吉田山、此三所へ納る也。人のふまぬ所に納めて三声笑て立帰るよし、公家の有識の人申たりき。

とある。ここに挙げられた「産所記」とは、伊勢貞陸の『産所之記』（室町時代末期頃の成立）のことである。ちなみに伊勢氏は足利幕府に代々仕えた有力な故実家であるが、その『産所之記』の中に次のような記載が見える。

ゑな（胞衣）をおさ（納）むる時は、引目射たる人におんやうじのかみ（陰陽師頭）をそへ、二人つきて、よき（吉）方におさ（納）め申候。帰りざまにどっとわらひて帰る事也。

また「殿中日々記」とは恐らく「大江俊迪記」のことであろうが、それには次のようにある。

天保三年八月十三日丁亥、戌刻過、為子安産、女子出生。十五日己丑、今日午後、ゑな納メさせ候。世俗之習ニまかせ、当年ゑほう亥子方ニ納候。尤産所より方角定メ、玄関前敷砂之向ふ深さ弐尺余り堀、ゑな壷ヲ棕縄ニ十文字ニク、リ、件ノ穴ノ底ニ納メ、其上ニ大成白川石ヲ置。其上ニ土ヲ、上ハ地面平等ニいたし置。納メ了而世俗ノ習ニまかせ、わらひ候様申付置。後世此処ヲ掘かえすべからず。今度出生之小児存命中、若其処ヲ堀返せば、必其身ニ害あるよし。世俗ノ申ならわしに候。

このような胞衣埋納時に笑うという行為については、これまでも先学によってさまざまな意味づけがなされてきた。すなわち、胞衣埋納を幼児葬法の拡大解釈と見なす井之口章次氏はこれを一種の鎮魂呪術と解している[33]。また新谷尚紀氏は、笑いという行為がその対象物のもつ奇妙な影響力を減殺してしまう力をもつことから、この場合も胞衣のもつ呪的な力を消去させようとする呪法であるとの解釈を提示している[34]。これに対して飯島吉晴氏は、笑いが「古き死すべきものを異界へ追いやり、新しき生成すべきものを出現させるという転換の機能」を果たしていた

とし、胞衣笑いによって、生児を異界から分離させてこの世のものとして位置づけるとともに、胞衣を異界に戻して再生を祈るという意味が込められていると解している。[35]

井之口氏の場合、笑うという行為と鎮魂との関係、新谷氏の場合は「胞衣のもつ呪的な力」を消去させることの説明が不十分であるため、両説の根拠が今一つはっきりしないのに対して、飯島氏の場合、笑いの転換機能・笑いの開放機能・笑いの禁止・笑いと屁の四つの側面を統合したもの、すなわち一言でいうならば「笑いの両義性」としてまとめられる笑いの機能について総合的に検討した上で立論されているだけに、儀礼的な「胞衣笑い」の意味の説明としては説得力がある。

3　胞衣処理に関する知識の伝播

沖縄県内の資料に見える胞衣の処理に関する記述は従来ほとんど知られていない。先に『四本堂家礼』や『嘉徳堂規模帳』について紹介したが、管見の限りこの他に、石垣市の「新本家文書」（八重山博物館所蔵）と久米島の「吉浜家文書」（吉浜龍夫氏所蔵）の中に見える。まず「新本家文書」から見ていくと、それは「日和見合書」の裏に吉凶・占い・まじない・民間医療等について記された、表題も奥付けもない冊子の中に見える。

胞衣納むる方角の事

子の年ハ午丑（巳午カ）の間、亥子の間

丑の年ハ午未、子丑の間

寅の年ハ申酉、寅卯の間

卯の年ハ酉戌、卯辰の間

辰の年ハ酉戌、卯辰の間
巳の年ハ亥子、巳午の間
午の年ハ亥子、巳午の間
未の年ハ子丑、午羊の間
申の年ハ寅卯、申酉の間
酉年ハ卯辰、酉戌の間
戌年ハ卯辰、酉戌の間
亥年ハ巳午、亥子の間

右ハ胞衣を納むる所なり。是人間一生の大事なる物。大に吟味有べき事也。但し四季土用の間ハえな納むべからず。土用過て其年の大吉方ニ納べし。若勝手あしく時ハ産宝の床板をはづし深くほりて納むべし。かくすればさハりなし。

これによれば、出産した年の十二支によって埋める方角が定められている。そして胞衣を埋納することは生児の一生に関わる大事なことだから、よく方角を吟味して慎重に埋めるべきことを説いている。但し、四季の土用の間は胞衣埋納を行なわず、土用が過ぎてからその年の大吉方に埋めること、もしも勝手が悪い場合は、産室の床板を外して、その地面を深く掘って埋めれば障りがないとある。

土用の期間中は胞衣を埋めないということ、および産室の床下に埋めるということは沖縄の習俗にはない。恐らく本土の知識と思われるこれらことは、主に三世相によってもたらされたものであろう。

次に「吉浜家文書」であるが、表題のない吉凶・占い等を記した冊子の中に次のように「胞衣埋蔵」記事が見える。

胞衣は各人生涯貧富寿夭ノ係ルモノ故、凶殺ヲ避ケ埋納ス可シ。日歳月天道、歳月月徳、歳月天月二徳合、天月二徳、吊宮・還宮等ノ吉神送リシ上、児子ノ本命星ヲ生スル方位ヲ撰ミ埋ク可シ。本命的殺・五黄殺・暗剣殺・歳破・月破等ノ方位ハ大凶ナリ。地質ハ乾燥ニ過ギズ湿気ニ過ギズ清浄ノ土地ヲ撰ミ、乾湿中ヲ取リ、深サ一尺五寸ヨリ三尺迄ノ間ヲ吉トス。湿地ニ過ギレバ瘡毒ヲ生ジ、乾燥ニ過ギレバ盲唖トナル。可レ慎也。

高島易断所本部編集の『神宮寶暦』によれば、歳徳神・太歳神・歳禄神といった主吉神と、それらより格が一段落ちる天道・天徳・月徳・人道・天徳合・月徳合という吉神があり、こうした吉神の所在する方位が吉方とされる。

一方、太歳神・大将軍・太陰神・歳刑神・歳破神・歳殺神・黄幡神・豹尾神の八将神と金神等の凶神の所在する凶方を神殺といい、その他に方殺として本命殺・的殺（本命的殺）・五黄殺・暗剣殺・歳破・月破の六大凶殺等がある。久米島に伝わる上記の資料では、胞衣の埋納もこうした吉方を選んで行ない、凶方を避けること、また乾燥せず湿気もない清浄な適地に一尺五寸から三尺の間の穴を掘って埋める。もし埋めた場所が乾燥地であれば生児は瘡毒にかかり、湿地であれば盲唖となるというのである。

方位を選んで胞衣を埋めることは、中国の書の『崔行功小児方』に「凡胎衣、宜レ蔵ニ于天徳月徳吉方一、深埋堅築、令ニ児長寿一」と見えるが（『倭訓栞』）、日本においては、鎌倉時代後期から室町時代にかけて成立した百科全書『拾芥抄』に見え、さらには平安時代中期に撰述された『医心方』まで遡る。したがってこうした知識が沖縄にも伝えられたことが知られよう。

4　胞衣が下りない時の民間療法とまじない

胞衣は普通胎児を晩出した後に自然に排出されるが、それがなかなか排出されないことがある。現代の医療では、

剥離して産道内に下降しながら外に排出されない場合は胎盤圧出法が施され、胎盤剥離の兆候すら見えない場合は異常であるとして、人口剥離法が施される。ところが医学の未発達な前近代においてはどのような処置がなされたのであろうか。

八重山博物館所蔵の「人参三七切能」（道光三十年〈一八五〇〉）には、胞衣が下りない時は、種子の固い実を摺って、左右の足裏の真ん中に塗れば下りるとある。また「養生の書」には、天南星を粉にしそれを飯に混ぜて産婦の足の裏に押し付けると立ち所に下りるとある。

このような民間療法の他に呪法もある。初めに竹富島に伝わる珍しい「後産の呪文」を紹介しよう。(36)

さきだぬ大じ
さきだぬはーや
みどうゆり作れる稲や
折稔たん　節稔たん
折待ちな　節待ちな

この呪文を唱えると胞衣が早く下りるというが、この稲作に関する歌がどういうわけで後産の呪文となるのか、今のところ説明し難い。

次に何種類かの呪符も沖縄の各地に伝わっている。佐喜真興英が一九一九年（大正八）に収集したまじない資料(37)の中に、「女人、イヤ（子衣）かかる時用いる符」として、次の符を呑ますとよいとある。同じものは「吉浜家文書」の中にも見える。

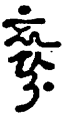

また宮古の多良間島から発見された「玉黄記」には、次のような呪符が見える。

子子子子子
子子子子子
子子子子子

噫急

この呪符は『邪兇呪禁法則』や『新修　まじない秘法大全集』にも見えているものである。但しそれには、子の字が五字三行となっている

また「玉黄記」および与那国の「西銘家文書」[38]には次のような呪符が見える。

酉月日
天日月

噫々

こうした胞衣が下りない時の呪符は本土にもさまざまなものが存在した。参考までに管見に入った上掲の呪符以外のものを掲載しておこう。

①『醫略抄』[39]

産経云   胞衣不出時呑之。立下。大吉

②富士川游『信仰と迷信』（磯部甲陽堂、一九二八年〈昭和三〉）

産後に胞衣の出でざるを治する符

右の四字を朱砂にて書きて内服せしめる。

③棟田彰城『新修　まじない秘法大全集』（修学社、一九八九年〈平成元〉）

鶏鬼　噫急如律令

この符を記して所持し、鶏のとさかの血を少し産婦に飲ませてもよい。

④『永代大雑書万暦大成』

天下日
天下日　鬼　噫急如律令
天下日

5　胞衣埋納に関する法令

近代に入ると、胞衣を単なる汚穢物と見なす明治政府の衛生政策を受けて、各都府県では「胞衣及産穢物取締規則」と法令を次々制定・施行していった。前述したように、木下忠氏によって現在次の都府県のものが確認されている。

福島県…「胞衣及産穢物取扱方」(県令第三十一号、明治二十七年三月)
栃木県…「胞衣及産穢物取締規則」(県令第四十二号、明治三十七年五月)
東京都…「胞衣及産穢物取扱方」(警察令第三号、明治二十四年三月)
「胞衣及産穢物取扱方」(警視庁令第六号、明治三十年二月)
富山県…「胞衣及産汚物取締規則」(県令第十八号、大正元年十二月)
石川県…(訓令第十一号、明治二十年一月)
福井県…(県令第百三十四号および論告第六号、明治二十一年十一月)
山梨県…「胞衣及産汚物取締規則」(県令第十九号、明治二十九年五月)
長野県…「胞衣埋場取締規則」(県令第百三十二号、明治二十年十二月)
岐阜県…(県令第三十八号、明治三十二年六月)
愛知県…「胞衣及産時不潔物焼却或ハ埋却方」(県諭達、明治二十年四月)

京都府…「胞衣及出産汚穢物投棄禁止ノ件」（府告諭第二号、明治二十年三月）
大阪府…（府甲第百四号、明治十九年七月）
「胞衣汚物取締規則」（府令第八三号、明治三十二年九月）
奈良県…「清潔法施行規則」（県令第四十三号、明治二十八年七月）
広島県…「胞衣産時ノ汚穢物埋没投棄禁止」（県甲第二十三号、明治三十一年）
山口県…（県訓令第二十九号達、明治二十年七月）

この中から、京都府の例を掲げると次の通りである。

従来出産ノ節胞衣ヲ邸内或ハ床下ニ埋蔵シ汚穢物ハ河溝或ハ山野ニ投棄スルノ習慣有之。衛生上極メテ有害ニ付、自今其無害ノ地ヲ撰定シ焼却若クハ埋却候様致スヘシ。

都府県によって若干差はあるが、宅地内、井戸の近く、道路、河川に埋蔵ないしは投棄することの禁止、埋める場合でも穴の深さを三尺以上とすること、墓地・火葬場または人家隔絶の地で焼却することとし、違反した者は処罰すること等を定めている。

このように明治政府の衛生政策を受け法的規制が加えられる中で、人々の間に胞衣を汚物と見なす観念が次第に植え付けられていったのである。

このことを沖縄について見てみると、廃藩置県後の明治三十三年三月に奈良県と同じ名称の清潔法（県令第十号）が伝染病予防を目的として施行されている。しかし、例えばその中の第三条第一項に「道路及邸宅内ハ常ビ清潔ニシ毎期必ラズ掃除ヲナスコト」とあるが、特に胞衣を道路及邸宅内に埋めることを禁じた文言は見えない。また「胞衣及産穢物取締規則」のようなものが発令された形跡も今のところ見出せない。しかし明治政府の衛生思想は

少なからず沖縄社会にも影響を与えたであろう。

おわりに

四十代後半以上の人の中には、子供心に胞衣処理についての記憶を持っている人も多いことだろう。その世代の中には自分をとりげた産婆さんも健在で、話を聞くことも可能な人がいるかも知れない。このように沖縄では戦後のしばらくの時期まで胞衣を自宅で処理していた。ところが、ここ半世紀の間に自宅分娩から施設分娩へ切り換えられ、妊娠・出産は医療の対象となり、胞衣に関する習俗も急速に失われてしまった。ただ現在でも、まれに家族の者が胎盤をビニール袋に入れて持ち帰ることがあるというから、習俗が完全に消滅したわけではない。しかし、へその緒が今でも長い間大切に保存されるのに比べると胞衣の場合はきわめて対照的と言わざるをえない。

現在、胞衣は特別に認可された衛生業者に引き取られ、公営の火葬場とは別のところで焼却されている。すなわち渡辺友左氏の言葉を借りれば、「胞衣は、見ず知らずの業者によって、自分たちのあずかり知らぬ所で、自分たちのあずかり知らぬ方法によって処理されているのである[40]」が、このことは、妊婦はもとより一般にはあまり知られていない。それだけ人々の関心は希薄になっているのである。

なお胞衣の利用価値は高く、例えば、羊膜からガンの抑制物質インターフェロンの生産が可能となった[41]。また側聞するところでは、胞衣を患部にあてておくと傷も残らず治りが早いというので、重度の火傷の際に一時的に利用されることもあるというし、化粧品の原料としても用いられているらしい。

ただ前述のように、中国ではこれを薬用として臨床応用がなされているが、日本の場合はそこまでいっていない。

ちなみに一九八一年には、健康食品会社「日生物産」が人間の胎盤を助産施設から買い集め、これを粉末にした「胚胞素」とクロレラを主成分にした健康食品を製造、これを「サンロード」という出版社が「高血圧、胃かいようなどによく効いた」という体験談を同社が発行する雑誌に掲載し、この体験集を小冊子にして商品に添付し販売していたとして、メーカーと出版社の社長が薬事法違反で書類送検されている。[42] また翌一九八二年には、血液製剤の「ミドリ十字」が人間の胎盤を業者から買い取り、結漿を採取、はしかや肝炎の予防に用いる免疫グロブリンや低たんぱく血症などの治療に用いるアルブミンを製造、また目黒研究所等の製薬会社四社が、胎盤のエキスを抽出し、これを原料として胃かいようの治療薬や強壮剤を製造していることが問題となっている。[43] このように、胎盤を医薬品の原料として用いることは今の日本では認められていないが、いずれそうした胎盤の有効利用が唱えられる時期が来ないとも限らない。そうなると、胞衣をめぐる習俗や俗信はますます遠い過去のことになってしまうであろう。

注

(1) J・G・フレイザー著・永橋卓介訳『金枝篇(一)』岩波文庫、一九六六年

(2) G.S.Ghurye, Disposal of Human Placenta Journal of the University of Bombay,vol.11 pp.1~65.

(3) 高山純「周辺地域の産屋・竹ベラ・胎盤の処置方法」(『季刊どるめん』三)

(4) 松岡悦子『出産の文化人類学』海鳴社、一九九一年

(5) エルマン・R・サービス著・増田義郎監修『民族の世界』講談社、一九七一年

(6) ベルナツイーク著・大林太良訳『黄色い葉の精霊』平凡社、一九六八年

(7) 関雄二「えな」『日本大百科全書』

(8) 中山太郎編『校注　諸国風俗問状答』東洋堂、昭和十七年

(9) 渡辺誠「縄文時代における埋甕風習」(『考古学ジャーナル』四〇)

(10) 木下忠「戸口に胎盤を埋める呪術」(『考古学ジャーナル』四二、後に『埋甕—古代の産育習俗』所収、雄山閣、一九八一年)、同「胞衣(胎盤)を踏む呪術」(『民俗学の視座』伊勢民俗学会、一九九五年)

(11) 井之口章次「胞衣の始末」(『西郊文化』五四)

(12) 高山注(3)論文。

(13) 新谷尚紀『死と人生の民俗学』曜曜社出版、一九九五年

(14) 井之口章次「誕生と育児」(『日本民俗学体系』4、平凡社、一九五九年)

(15) 矢野敬一「誕生と胞衣」(『列島の文化史』4、日本エディタースクール出版部、一九八七年)

(16) 木下忠「えなおさむる所」(『埋甕』所収)

(17) 木下忠「胞衣埋め場と胞衣塚について」(『埋甕』所収)

(18) 横井清「的と胞衣」(『社会史研究』日本エディタースクール、一九八三年、後に『的と胞衣』所収、平凡社、一九八八年)

(19) 水野正好「想蒼籠記　壱叢」(『奈良大学紀要』一三)、同「奈良の都とまじなひと」(『近畿事務長会』〈近畿公立高等学校事務長会〉二八)

(20) 『日本の美術6　まじないの世界Ⅱ(歴史時代)』至文堂、一九九五年

(21) 水野正好「道教とまじなひ—東アジア・日本における交流」(『文化財学報』八)、同「借地文の世界に—中国産育慣行の受容をめぐって—」(『東アジアの古代文化』四五)。もっとも氏自身は「産育の考古学」を提唱している。

(22) 松岡利夫「人生儀礼」(和歌森太郎編『美作の民俗』吉川弘文館、一九六三年)
(23) 渡辺友左「胞衣とアライゴ」(『日本語と性』南雲堂、一九八二年)
(24) 根岸謙之助『医療民俗学論』雄山閣、一九九一年
(25) 中山医学院編『漢薬の臨床応用』(医歯薬出版株式会社、一九七九年)。なおこれについてはハートライフ病院院長の仲原靖夫氏のご教示を得た。
(26)『沖縄研究資料』第一集、沖縄人連盟総本部、一九三八年
(27) 沖縄県立博物館所蔵。なお、影印本が一九八一年(昭和五十六)に沖縄県教育委員会から刊行されている。
(28) 池宮順昌氏所蔵『嘉徳堂規模帳』(沖縄研究資料7、法政大学沖縄文化研究所)
(29) 島袋源七「民俗学上より観たる沖縄」(『沖縄研究資料』第一集、注26)
(30) 宮城文『八重山生活誌』(沖縄タイムス、一九七二年)
(31) 喜舎場永珣「八重山群島における妊娠、出産、育児に関する民俗」(『八重山民俗誌』上巻所収、沖縄タイムス、一九七七年)
(32) 平良豊勝『喜如嘉の民俗』(私家版、一九七〇年)
(33) 井之口前掲注(14)論文
(34) 新谷前掲注(13)著
(35) 飯島吉晴「昔話における『笑い』の機能」(『民俗学評論』二二)、同『笑いと異装』第三章「民俗における儀礼的な笑い」、海鳴社、一九八五年
(36) 上勢頭亨『竹富島誌』法政大学出版局、一九七六年
(37) 佐喜真興英『琉球研究』(マイクロフィルム紙焼き複製本、琉球大学附属図書館所蔵)

(38) 西銘行雄氏所蔵

(39) 『続群書類従』巻八百九十七

(40) 渡辺注 (23) 論文

(41) 『朝日新聞』一九八一年五月二六日付

(42) 『朝日新聞』一九八一年六月二四日付夕刊

(43) 『毎日新聞』一九八二年九月六日付